

# “地域猫活動”で人も猫も安心して生活できるように 飼い主のいない猫との共生を

地域猫活動を知っていますか。かわいそうだからと餌をあげている訳ではありません。時間や場所、容器を回収するなどのルールを決め、トイレを置き、不妊去勢手術を受けさせています。猫のトラブルを減らし、人と猫との共生を目指して地道な努力を続けています。



## 野良猫を地域猫へ

野良猫が庭をトイレ代わりにしている、空き家で子猫を産んでしまった、鳴き声がうるさいという苦情を耳にすることがあります。中には、引き取って処分してほしいという相談も。

最近、野良猫を地域の人が協力して管理する活動が注目されています。野良猫であっても猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」によりむやみに殺したり、傷つけたりしてはいけません。処分を目的に捕獲することや、餌やりを強制的にやめさせることもできません。この問題を解決するために考えられたのが「地域猫活動」です。餌やりやトイレ、不妊去勢手術など、適切な管理を続けることで一代限りの生を全うさせながら、猫によるトラブルを減らすことを目標にしています。

## 国や県でも推奨している地域猫活動

猫が庭をトイレ代わりにしたり、ごみあさりをしたりすると、周辺環境は悪くなります。国や県では、野良猫が引き起こすトラブルを地域の環境問題と捉えています。

猫による被害や、数を減らしていくことを目的とする地域猫活動は、これを解決する有効な手段になることから推奨しています。

県では、飼い主の心構えや餌を与える際のきまりなどをまとめた「人とねこの共生ガイドライン」と「人とねこの共生ガイドライン」の補足版を作成し、猫の適正管理のための啓発を

しています。環境政策室でも補足版である「地域ねこ活動に関するガイドライン」を配布しています。

この活動には、地域住民とそれを支援する団体、行政の3者の連携が必要です。支援団体



▲県で作成のガイドライン(補足版)

は、猫の管理のほか、駅前でチラシを配って、地域猫活動の普及活動や、住民へのアドバイスなどを行っています。昨年は、勝田台図書館で子どもたちに紙芝居で地域猫のことを知ってもらう活動も行いました。

## あなたの地域でも始めませんか

本市には、30年4月現在で8団体が地域猫活動団体として登録しています。大和田新田、勝田台、大学町、八千代台地区の一部で取り組みが行われています。既に活動している地域では、協力してもらえる人を募集しています。活動には、記録写真の撮影や、各種申請手続きのための書類作成なども欠かせません。カメラやパソコン操作が得意な人の協力も大切です。また、新しく団体を立ち上げる場合には、まず、地域に住み着いている猫の数や性別、餌場や被害状況などの



▲定期的に活動報告が必要です

## 県よろず支援拠点サテライト相談所を開催

中小企業、小規模事業者の経営課題を分析し、売り上げ拡大につながる経営相談サービスを行っています。

本市では、相談者の利便性を考え、30年度もサテライト相談所を開催します。市ホームページの中小企業等よろず支援拠点サテライト相談(予約制)から予約してください。中小企業、小規模事業者、起業予定者が対象です。

▼日時 5月、8月、11月、31年2月第3金曜日午前10時～午後4時。1コマ約1時間

▼場所 八千代商工会議所

▼問い合わせ 商工課(483)1151



## 耐震診断補助制度と無料耐震診断・建築相談会 耐震化を進めると多くの命が守れます

昭和56年5月31日以前に、旧耐震基準で建てられた住宅は、耐震性が低い可能性があります。大地震で建物が倒壊してしまうと、人命に危険が及ぶだけでなく、緊急車両の通行を妨げる場合もあります。本市では住まいの耐震化を進めるため、補助制度や耐震診断・建築相談会を行っています。

■木造住宅耐震補助制度  
対象は、昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造住宅。補助件数には限りがあります。①耐震診断費補助 上限6万円/件 ②耐震改修費補助 上限50万円/件 ③リフォーム費補助(耐震改修工事を行うことが条件) 上限30万円/件。

■無料耐震診断・建築相談会(予約制)  
図面をもとにして、簡易耐震診断や建築全般について無料のアドバイスをを行います。

▼日時/場所 5月19日(土)/市役所、6月13日(水)/教育委員会庁舎、7月1日(日)/八千代台東南公共センター、8月15日(水)/勝田台文化センター、9月12日(水)/市役所

※10月～31年2月も、月1回耐震診断・建築相談会を行います。



## 出前相談会を開催します

12月、31年1月、2月の3回は各自治会などに出向き、耐震診断・建築相談会を開催します。自治会やご近所などの5人以上のグループが対象です。(建築指導課)

## ゆらゆら橋が通行止めになります

平成5年にできた歩行者用のゆらゆら橋は、県によるバリアフリー化の工事を行うため、5月21日(月)から通行止めになります。(公園緑地課)